

電力入札質問・回答一式

質問事項	質問内容	回答	質問対象入札案件				
			本館・新館	竹田他	公用車他	産科技他	動物愛護他
入札関係	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	電子入札システムで応札する場合は、入力日になります。（公告に記載されている金額入力期間内の入力日）紙による入札参加を認める基準は ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合 ②ICカードの破損、盗難による再発行手続き中の場合 ③WTO該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合 ④電子入札の対応が困難であると認められる場合 ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合 と大分県電子入札運用基準にあります。 紙による入札書に記載する日付は、実際に記載した日となり、提出期限までとなります。	○	○	○	○	○
入札関係	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ（エクセル）でいただく事は可能ですか。内訳書は任意様式でも問題ありませんでしょうか。	予定使用電力量の表は大分県HP又は電子入札システムに「仕様書別紙」で掲載しております。 内訳書については、「電気料金入札金額計算書」の注4に記載のとおり任意様式でかまいません。	○	○			
入札関係	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	電子入札システム又は大分県HPに電力入札の公告を掲載していますが、その中の添付ファイルで「電気料金入札金額計算書」シートに税込（消費税及び地方消費税）単価等を入力後、110分の100を乗じて得た額（1円未満切上げ）が入札金額となります。 以下はその注意書きの記載です。 ※注1：内訳の単価は契約希望単価（課税事業者にあっては消費税相当額を含むもの）とし、小数点第2位未満を切り捨てたものを適用すること。 ※注2：基本料金の小数点第2位未満は切り捨てとする。 ※注3：見込金額合計（円）の1円未満の端数は（基本料金）①+（電力量料金）②+（調整料金）③を合計した後に切り捨てる。 なお、落札金額は電気料金入札金額の100分の110に相当する金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）となります。（入札説明書18-(4)) 計算式を入れてますが、提出の際は、入札金額（税抜き）に誤りがないか必ず検算して確認してください。	○	○			
入札関係	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	「電気料金入札金額計算書」に注1、注2、注3のとおり計算をすることとしているので確認して下さい。	○	○			
入札関係	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）。	入札案件ごとに提出して下さい。施設ごとに内訳書が異なるのであれば必要となり、同一地域とするなら1枚でも構いません。	○	○			
入札関係	弊社では蓄熱の割引制度は行っておりませんので、入札額算定及び契約に蓄熱の割引制度は含むことができません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。		○			
入札関係	燃料費調整額について、「需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件又は、託送供給約款」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	お見込のとおりです。	○	○			
入札関係	各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安となるケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	申し出の内容では対応致しかねます。	○	○			
入札関係	入札書と入札内訳書を郵送にて提出する場合、中封筒への封緘印について指定はございますか。	封緘印について指定はありません。	○	○			
入札関係	入札金額の積算については、指定の内訳書を使用し積算いたしますが、当社は、下記記載の端数処理を用いて電気料金を算出いたします。仮に弊社が落札した場合、以下を適用することになりますが、よろしいですか。 ・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）。 ・基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理（単位を1円とし、その端数は切り捨てる）する。	問題ありません。	○	○			
入札関係	任意様式での提出でよろしいでしょうか。様式のご指定がある場合、Excelなどの電子データでいただくことは可能でしょうか。また、内訳書の提出は入札時、落札後のどちらになりますでしょうか。	任意様式の指定はありません。内訳書の提出は入札時、電子入札の場合は添付書類として、紙入札の場合は入札書と同封して提出することになります。	○	○	○	○	○
入札関係	※燃料費等調整について ・落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。	ご質問のプランでは契約は行いません。	○	○	○	○	
入札関係	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	「電気料金入札金額計算書」シートの注に記載のとおりです。 ・各単価は税込 ・小数点の端数処理は認識のとおりです。	○	○	○	○	○
入札関係	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	問題ありません。	○	○	○	○	○

電力入札質問・回答一式

質問事項	質問内容	回答	質問対象入札案件				
			本館・新館	竹田他	公用車他	産科技他	動物愛護他
入札関係	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <p>① 基本料金 = 契約電力 × 単価 × 力率 (小数点3位以下切り捨て) ② 電力量料金 = 使用電力量 × 単価 (小数点3位以下切り捨て) ③ 燃料費等調整 (燃料費調整単価 + 市場価格調整単価) = 使用電力量料金 × 単価 (小数点3位以下切り捨て) ④ 再エネ賦課金 = 使用電力量 × 単価 (円未満切り捨て) ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計 = 【①、②および③の料金の合計 (円未満切り捨て)】 + ④</p> <p>税込総額 → 税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額 = ⑤ × 100/110 (円未満切上)</p>	<p>「電気料金入札金額計算書」は、 ③の燃料費等調整額は含まないこととしています。 ④の再エネ賦課金も含まないこととしています。 調整料金の記載については、注4を熟読して下さい。</p>	○	○	○	○	○
入札関係	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	力率100%で算定してよいです。（仕様書に「力率は、契約期間中は100%を保持する予定。入札額算定時も、力率100%で算定してよい」とあります。）	○	○	○	○	○
入札関係	<p>入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。</p> <p>含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。 また適用する場合に国による軽減措置は含みますでしょうか</p>	入札時には燃料費等調整額は含みません。	○	○	○	○	○
入札関係	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。	入札時には再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みません。	○	○	○	○	○
入札関係	弊社は再入札の際は辞退を予定しております。その場合、再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	再入札辞退届の提出は不要です。	○	○	○	○	○
入札関係	<p>弊社ではFIT非化石証書および非FIT非化石証書と電気は火力等の化石（電源）由来（JEPXの電力等）を組み合わせた「実質再エネ」電気での入札となりますが、よろしいでしょうか。 ※弊社メニューは電気に環境価値を付してお届けするプランで、電気は火力等の化石（電源）由来を含む電力になります。</p>	「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすものであれば、FITと非FITの指定はありません。		○	○		
入札関係	過去の質問に「実質再エネの供給で相違なし」「RE100 TECHNICAL CRITERIAの要件を満たすものであれば」「特定電源割当証明書の発行」の記載がありますが、本件の公告、入札説明書、仕様書にはそのような記載が見当たりません。本件について、実質再エネやRE100適応は必要ないという認識で相違ないでしょうか。	質問対象入札案件については相違ありません。	○				○
入札関係	<p>開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。 また、落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。</p>	入札結果を大分県HPに掲載します。なお、公表の対象は落札額のみで詳細な単価は公表しません。	○	○	○	○	○
契約関係	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	問題ありません。	○	○	○	○	○
契約関係	お客様にはお客様専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	問題ありません。	○	○	○	○	○
契約関係	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	○	○			
契約関係	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約後については契約書（案）第3条第2項による協議により決定します。 なお、応札額は協議の対象になりません。いったん入力された入札金額は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないとしています。	○	○			
契約関係	仮に当社が落札した場合、契約書（案）の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	契約書（案）の内容に関する記載の変更の協議はできません。	○	○			
契約関係	契約書締結までの7日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	落札者となった場合に、7日以内に落札者が押印した契約書の書類の送達日を指します。	○	○	○	○	○
契約関係	契約書「落札者決定通知の日から7日以内」の記載となっておりますが、土日祝日は含まれますでしょうか。 紙契約書の場合、契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その他、遠隔地等の事情がある場合、締結期日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	「落札者決定通知の日から7日以内」は土日祝日を含みます。 その他、遠隔地等の事情がある場合、落札後、担当部署にご連絡下さい。	○	○	○	○	○
契約関係	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	令和7年12月時点で予定はありません。	○	○			

電力入札質問・回答一式

質問事項	質問内容	回答	質問対象入札案件				
			本館・新館	竹田他	公用車他	産科技他	動物愛護他
契約関係	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	令和7年12月時点で予定はありません。	○	○			
契約関係	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	○	○			
契約関係	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更の予定はありません。	○				
契約関係	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	○				
契約関係	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例: 契約電力: ○○kW 最大需要電力実績: 2024年1月 ○○kW	(県庁舎本館・新館) 契約電力: 1,900kW 最大需要電力実績: 2025年9月 1,721kW	○				
契約関係	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	仕様書記載の電力が必須となります。	○				
契約関係	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますがよろしいでしょうか。	契約後については契約書(案)第3条第2項による協議により決定します。 なお、応札額は協議の対象になりません。いったん入力された入札金額は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない扱いとしています。	○	○			
契約関係	翌月10日までに請求と記載がございますが、弊社では検針日から3営業日目程でWEB上で請求金額を確認いただけ、請求書につきましては検針日の翌日から5営業日目頃に発送させていただきますがよろしいでしょうか。(大型連休や年末年始も同様の対応となります)	請契約書(案)の第11条で原則として10日までとしていますが、特別な事情がある場合は認めることとします。	○	○			
契約関係	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。 ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電力需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	遅延利息については、契約書(案)第11条第4項及び同条第5項に定めているとおりです。したがって、変更は致しかねます。	○	○			
契約関係	仕様書および電力需給契約書(案)に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電力需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 仕様書につきましても、電力需給契約書(案)に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。	落札後、電力需給契約書(案)に定めのない事項については、契約書(案)第15条に定めているとおりで、仕様書(9)その他にこの仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定することとなっています。	○	○			
契約関係	過去の質問及び回答にて特定電源割当証明書や、再生可能エネルギー供給を含む契約についての回答がございますが、本案件につきましては対象外という認識でよろしいでしょうか。 含む場合、再生可能エネルギーの割合をご教示いただけますでしょうか。	当該案件は、再生可能エネルギー電力供給の契約は含みません。	○	○			
契約関係	再生可能エネルギー電力供給の契約を含む場合 弊社が落札させていただいた際には、電力需給契約書(案)に記載する単価は電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載することになりますがご了承いただけますでしょうか。 (尚、弊社が電気料金請求の際に請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます)	当該案件は、再生可能エネルギー電力供給の契約は含みません。	○	○			

電力入札質問・回答一式

質問事項	質問内容	回答	質問対象入札案件				
			本館・新館	竹田他	公用車他	産科技他	動物愛護他
契約関係	再生可能エネルギー電力供給の契約を含む場合 弊社が落札させていただいた際には、電力需給契約書（案）に記載する単価は電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載することになりますがご了承いただけますでしょうか。 (尚、弊社が電気料金請求の際に請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます)	当該案件は、再生可能エネルギー電力供給の契約は含みません。	○	○			
契約関係	再生可能エネルギー電力供給の契約を含む場合 弊社では電力量料金と環境価値料金を個々に計算する為、電気料金入札金額計算書に環境価値料金項目を追加して良いでしょうか。 不可の場合、弊社の様式にて作成・提出してよろしいでしょうか。	当該案件は、再生可能エネルギー電力供給の契約は含みません。	○	○			
契約関係	電力需給契約書（案）第3条1項にて「契約単価は、別紙電力需給契約単価表（以下「単価表」という。）のとおりとする」と記載がございますが、頂いた資料の中に単価表がございません。 別途、頂戴することは可能でしょうか。	別紙電力需給契約単価表は落札後、契約書に添付するものとなりますので、事前の配布はしていません。	○	○			
契約関係	契約書に以下の文言の追加に協議いただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約書（案）第14条に定め（乙の電気需給約款及び九州地区の旧一般電気事業者が適用する標準供給条件）ていますので、追記等はいたしません。	○	○			
契約関係	過去の質問および回答 ③仕様書関係3-8～3-10にて、再生可能エネルギーについての記載がございますが、本入札に関して、RE100の要件を満たす等の再生可能エネルギー電気を供給することが必要ですか。必要な場合、再生可能エネルギー電気の供給電力量の割合は何%ですか。	当該案件につきましては、RE100の要件を満たす等の再生可能エネルギー電気の供給は必要ありません。	○	○			
契約関係	契約期間中は、みなし小売電気事業者（九州電力株式会社様）の入札時の約款に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	問題ありません。	○	○	○	○	○
契約関係	現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。	同じです。	○	○	○	○	○
契約関係	現在の電力供給会社・契約種別をご教示ください。 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	現在の契約中の案件名及び電力供給会社は下記のとおりです。契約種別は仕様書に記載のとおりです。 ・大分県庁舎本館及び新館で使用する電気 →丸紅新電力株式会社 ・竹田総合庁舎ほか30庁舎で使用する電気 →丸紅新電力株式会社 ・国東総合庁舎ほか5庁舎で使用する電気 →丸紅新電力株式会社 ・大分県動物愛護センターほか1庁舎で使用する電気 →コスモエネルギー・ソリューションズ株式会社 ・大分県公用車駐車場ほか3庁舎で使用する電気 →コスモエネルギー・ソリューションズ ・大分県産業科学技術センターほか1庁舎で使用する電気 →丸紅新電力株式会社	○	○	○	○	○
契約関係	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	契約書（案）第15条に規定する協議が必要な場合は、協議して定めることとしています。契約書（案）の内容の記載に関する変更の協議はできません。	○	○	○	○	○
契約関係	第10条（使用電力量の計量）第11条（電気料金の支払） 記載では「通知後、請求」となっておりますが、 実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を 目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されて おります。 文面： 計量⇒通知⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計 量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了 承いただけますでしょうか。	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えても問題ありません。	○	○	○	○	○
契約関係	第15条（協議） 定めのない事項に付き協議を行う際に 『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	契約書（案）第14条に定め（乙の電気需給約款及び九州地区の旧一般電気事業者が適用する標準供給条件）ていますので、追記等はいたしません。	○	○	○	○	○
契約関係	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	質問の趣旨が九州電力（株）の定める「標準供給条件」（2025年4月1日実施）P22「17 自家発補給電力」に該当する契約有無ということであれば、該当する契約はありません。 質問の趣旨が各施設に設置している自家発電機ということであれば、大分県HP又は電子入札システムに電力入札の公告に掲載している添付ファイル「仕様書」及び「仕様書別紙」の【仕様書別紙】1. 基本情報に記載してある通りです。	○	○	○	○	○

電力入札質問・回答一式

質問事項	質問内容	回答	質問対象入札案件				
			本館・新館	竹田他	公用車他	産科技他	動物愛護他
契約関係	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。</p> <p>(500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。</p> <p>管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p>	令和7年12月時点で予定はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>				
契約関係	協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか	変更の予定はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>
契約関係	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	契約書(案)に定めのない事項については、契約書(案)第15条に定めている通りです。なお、契約書(案)第14条に定め(乙の電気需給約款及び九州地区的旧一般電気事業者が適用する標準供給条件)ていますので、契約書や覚書について協議等はいたしません。	<input checked="" type="checkbox"/>				
契約関係	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。	契約単価の変更については契約書(案)第3条第2項の記載による協議により決定します。	<input checked="" type="checkbox"/>				
契約関係	弊社では単価に含んでおり、別途記載ができます。その場合は内訳書の該当欄に関しては空白で提出させていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
契約関係	自己託送契約の有無、自己託送がある場合はその内容(契約電力(kw)、仕様想定量(kWh)、送電先施設)をご教示ください。	自己託送契約はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>				
契約関係	過去の質問及び回答で対象施設の現在の電力供給会社及び基準計量日を記載いただいておりますが、全施設について、ということで相違ないでしょうか。	ご認識のとおりで相違ありません。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
契約関係	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか。 (500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。	令和7年12月時点で予定はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>				
契約保証金	契約保証金免除について、免除申請に必要な書類及び提出のタイミングをご教示お願いいたします。 また、契約単価等、ご契約者さま以外の第三者へ開示できない情報については、マスキングをしての提出となります。ご了承いただけますか。	免除申請に必要な書類は①電力需給契約、②契約日、③契約の相手方がわかる書類となりますので、第三者提供できない情報はマスキング処理してもかまいません。提出は契約書の作成時期になります。入札説明書14.19を確認下さい。	<input checked="" type="checkbox"/>				
契約保証金	契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。 指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。 また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。 上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。	契約保証金の納付時期については、大分県契約事務規則第29条で、落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な文書に契約保証金又は契約保証金を納付することを証する文書を添えて提出しなければならない。ただし、契約担者の承認を受けて、その期間を延長することができる。としています。 また、返還の時期については、大分県契約事務規則第5条第4項で契約保証金は、契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとするとしています。	<input checked="" type="checkbox"/>				
請求関係	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。 (年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。	請求書を受領してから30日以内に振込または口座振替にて支払うことについては了承します。	<input checked="" type="checkbox"/>				
請求関係	弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。 どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	口座振替となります。取引先銀行については指定はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>				
請求関係	支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内(検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内) 【口座振替の場合】線上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2~15日)と翌月27日(16~31日)にお振替	請求書を受領してから30日以内に口座振替にて支払うことについては了承します。	<input checked="" type="checkbox"/>				
請求関係	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	必要ありません。	<input checked="" type="checkbox"/>				

電力入札質問・回答一式

質問事項	質問内容	回答	質問対象入札案件				
			本館・新館	竹田他	公用車他	産科技他	動物愛護他
請求関係	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から 8~10 営業日迄に発行させていただき、15 営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。	契約書(案)の第11条で原則として10日までとしています。	○	○	○	○	○
請求関係	電気料金のお支払い方法は振込みのみの対応となっております。振込手数料について、当社では請求処理の都合上、お客様負担として対応させていただいておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	○	○	○	○	○
請求関係	電気料金は請求書の通りの金額でお支払い頂けるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対して複数から支払われるという事はありませんでしょうか）	ご認識のとおりで間違いありません。	○	○	○	○	○
請求関係	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	○	○	○	○	○
請求関係	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	問題ありません。	○	○	○	○	○
請求関係	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	①施設別に請求書を発行してください。	○	○			
請求関係	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	契約書(案)の第11条で原則として10日までとしています。	○	○			
請求関係	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。	○	○			
請求関係	弊社の支払期日は下記の通りとなります。ご了承いただけますでしょうか。 検針日 1日 当月末支払い 検針日 2日~10日 翌月10日支払い 11日~20日 翌月20日支払い 21日~月末 翌月末支払い	請求書を受領してから30日以内に振込または口座振替にて支払うについて了承します。	○	○	○	○	○
請求関係	検針結果はweb上でご確認いただくことは可能でしょうか。	問題ありません。	○	○			
請求関係	電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策による値引きについては、弊社では燃料費等調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	○	○	○	○	○
請求関係	銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承願います。	問題ありません。	○	○	○	○	
仕様書関係	3. 予定使用電力量合計欄のエクセルデータの式 (E125~S125) の参照箇所が誤っているかと思われますので、合計の使用電力量が電気料金入札金額計算書と差異がございます。電気料金入札金額計算書に記載の合計額の方が正しい使用電力量として取り扱わせていただきますがよろしいでしょうか。	大分県HP又は電子入札システムに電力入札の公告を掲載していますが、その中の添付ファイルの「仕様書」及び「仕様書別紙」の3. 予定使用電力量の合計が、ご指摘の通り誤りがありましたので、修正を行い、12月1日付で添付ファイルの差替えを行いました。修正後のファイル名は以下の通りです。 ・仕様書(修正後) (竹田総合庁舎ほか34庁舎) ・仕様書別紙(修正後) (竹田総合庁舎ほか34庁舎)		○			
仕様書関係	仕様書3 (9) 「用度管財課から依頼があった際は、月ごとの各庁舎の消費電力量、最大電力を一覧表にして提出すること。」と、記載がございますが、弊社では、一覧作成しての提出はできかねます。月ごとの各庁舎の消費電力量、最大電力などは、Webにて確認・ダウンロードは可能でございますが、問題ございませんでしょうか。	仕様書のとおり、作成していただきたい。	○	○	○	○	○
仕様書関係	仕様書3 (9) 「本契約の第12条(4)の正当な理由には、高圧業務用電力から低圧業務用電力に変更する庁舎に伴う電力供給の解約手続きが含まれることとする。」と記載がございますが、低圧業務用電力への変更の予定はございますでしょうか。 変更の場合、概ね工事日の1~2ヶ月前までにお申し出いただきませんと間に合わないため、お早めにお知らせいただけますでしょうか。	令和7年12月時点で低圧業務用電力への変更の予定はありませんが、工事日の1~2ヶ月前までにお知らせすることは問題ありません。	○	○	○	○	○
仕様書関係	提出方法についてはPDFデータをメールにて送付という形でもよろしいでしょうか。 また、証明書の押印について電子印(角印)にてご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。				○	

電力入札質問・回答一式

質問事項	質問内容	回答	質問対象入札案件				
			本館・新館	竹田他	公用車他	産科技他	動物愛護他
仕様書関係	仕様書別紙3. 予定使用電力量に記載の数量と、入札金額計算書に記載の数量が相違しているようですが、入札金額計算書が正として問題ございませんでしょうか。 また、修正データをいただけますでしょうか。	当該案件につきましては、公告等にも記載している通り、令和8年3月から太陽光発電設備の稼働を予定しており、調達する電力量は太陽光発電の自家消費分を除いた電力量となります。 ご指摘の【仕様書別紙】3. 予定使用電力量は、太陽光発電による自家消費分を含んだ施設全体の予定使用電力量であり、「入札金額計算書」に記載の電力量は、【仕様書別紙】4. 太陽光発電消費電力量（見込）に記載の電力量を差引いた、調達を予定している電力量となります。 なお、入札にあたっては入札金額計算書に記載の電力量で積算をお願いします。					○
仕様書関係	当該案件の施設の中に予備電源もしくは予備線に該当する施設はございますか？	該当する施設はありません。	○	○	○	○	○
仕様書関係	再生可能エネルギー供給を含む契約について、再生可能エネルギー電気の比率に関して確認できる資料（非化石証書・特定電源割当証明書）の証書購入タイミングの都合上、2027年7月頃の発行となりますがご了承いただけますでしょうか。	仕様書（10）その他 キ のとおり提出をお願いします。		○	○		
仕様書関係	当社の非化石証書の発行時期は以下のとおりですが、問題ございませんでしょうか。 ○発行時期 2026/03分を2026/06に送付 2026/04~2026/06分を2026/09に送付 2026/07~2026/09分を2026/12に送付 2026/10~2026/12分を2027/03に送付 2027/01~2027/02分を2027/06に送付	仕様書（10）その他 キに記載のとおり提出をお願いします。 例：2026/3~2026/6分は2026/7に提出となります。		○	○		
仕様書関係	県庁舎本館及び別館とありますが、仕様書別紙には契約電力が1つしか記載がございません。供給地点は1箇所の認識で相違ないでしょうか。	県庁舎本館及び新館については、ご認識のとおりで相違ありません。	○				
仕様書関係	説明書17(7)に「3%の損失率に修正した数値」との記載がありますが、仕様書の使用電力量は需要端の電力量ではないということでしょうか。そうであれば需要端の各月の予定使用電力量をご教示ください。また、実際の請求にあたっては需要端の電力量での請求となります。ご了承ください。	仕様書に記載の使用電力量は需要端の電力量です。需要端の電力量での請求で問題ありません。	○	○	○	○	
仕様書関係	仕様書に「PPAによる太陽光発電設備の稼働を予定」とありますが、オンラインPPAであり、ご提示頂いている契約電力及び予定電力使用量はPPA分を除した数値の認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりで相違ありません。					○
燃料費等調整額について	仕様書や電力需給契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。 (弊社落札後、九州エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします)	燃料費等調整額については、契約書（案）第11条に記載の通り、九州地区的旧一般電気事業者が定める特定規格需要の標準供給条件によるものです。	○	○			
燃料費等調整額について	請求書の表記について、 【繰上検針（計量日1日）の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針（計量日1日以外）の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 ※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。	本入札は、契約書（案）第9条及び第10条のとおり繰上検針（計量日1日）の場合となりますので、記載のとおりで不都合はありません。 なお、分散検針は想定していません。	○	○	○	○	○
燃料費等調整額について	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。（入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません） 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。	契約書案11条第2項の記載事項（九州地区的旧一般電気事業者が定める特定規格需要の標準供給条件）の変更を考慮し、契約書（案）第15条の協議となります。	○	○	○	○	○
燃料費等調整額について	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書案11条の記載事項（九州地区的旧一般電気事業者が定める特定規格需要の標準供給条件）を遵守すれば、問題ありません。	○	○	○	○	○
燃料費等調整額について	みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じたいのですが問題ございませんでしょうか。 上記対応が不可能な場合は入札への参加が出来かねる場合がございます。	問題ありません。	○	○	○	○	○
燃料費等調整額について	燃料費等調整額（燃料費調整+市場価格調整）が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	契約書（案）第11条第2項のとおり、燃料費等調整額を合算した額での料金制度を適用したものであることから、ご質問の内容では契約できません。	○				